

寄稿

東北法学会の昔と今

東北大学名誉教授 阿部純二

東北法学会が出来たのは、昭和 26、7 年頃ではなかったかと思っていた。私は昭和 26 年東北大学入学であるが、その頃そのようなことを見聞きした漠とした記憶があったからである。これは誤りで、実際は昭和 24 年 9 月に創立大会が開かれている。今年で 67 年の歴史を刻んでいることになる。私は特にこの学会の企画や運営に深く関わったという立場の者ではないが、比較的古くからの会員の一人として若干の思い出や感想をつづらせて頂きたいと思う。とはいえ個人の記憶で全史をカバーすることは不可能であるから、後にふれる「雑誌」と「会報」に正確な記録があるので、それらをありがたく利用させてもらっている。

孫引きで恐縮であるが、「東北大学五十年史」によれば、設立の事情は次のようである。「戦後の学界においては（中略）、ひろく各種の学会が結成されて研究発表や討論が行われ、一般に学会の設立開催が戦前に見られなかった活況を呈するに至った。東北地方でもかかる風潮の影響もあって、東北在住の法学関係の学徒、裁判官、弁護士などが参加して、学会を設立しようとする気運が高まり、24 年 8 月法学部がその産婆役を引き受け、中川（善之助）法学部長の名で、東北法学会の設立趣意書と創立総会への参加勧誘状が発送された。（中略）会員には、法学研究者および実務家で現に東北地方に居住または勤務している者を広い範囲にわたって加入させることとなった」。こうして 9 月 24、25 日に設立総会と第 1 回大会が開かれた。会する者約 100 名とある。

東北法学会の最大の特色は、職種を問わずすべての法律家が東北地方に勤務・居住さえしていれば会員になれることにあり、この点につき当時の法学部の教授会では、「……東北地方すべての学徒、裁判官、弁護士などを網羅した嘗てのドイツにおけるユリステン・タークのような学会を作ろう」という議があったと伝えられている（なお、「嘗ての」とあるが、ドイツのユリステン・ター

ク（法曹大会）は戦後復活し、今日まで盛大に行われていることは周知の通りである）。

この学会は、昭和 40 年代初めまでは年 2 回、それぞれ 2 日を費やして開催されるのが原則であった（現在は年 1 回、1 日）。これは、戦後発足した全国的学会（筆者の関係では日本刑法学会など）でも同様であったろう。当時の人々の文化国家再興に向けての熱いエネルギーを感じないではいけない。開催場所は、だいたい東北大学法学部であったが、ほかに福島（昭和 41）を皮切りとして、山形、盛岡、仙台市内では東北学院大学でも開かれたように憶えている。内容は、若手の研究報告が多いが、（私も 2 度報告しているが、今見るとまさに冷汗三斗ものである）、公開講演、シンポジウムも盛んに行われている。シンポジウムは、もっともこの学会らしさを発揮している行事といえようが、そのテーマを挙げてみると、「上告制限について」、「警職法改正について」、「少年事件について」、「割賦販売の法律問題」、「検察官面前調書の特信性について」、「交通事故の法律問題」、「訴訟遅延の実情とその対策」、「裁判官の任用制度」となる。今では少々懐かしい感じのするテーマ群であるが、いずれも当時の喫緊問題であった。

こうした研究発表の「アブストラクトを収録し」、「日本の法学界へ一つの寄与をする」という趣旨で（中川理事長の「発刊の辞」から）、翌昭和 25 年「東北法学会雑誌」が発刊された。爾来、第 1 号（昭 25）から第 17 号（昭 42）まで続くことになる。この雑誌の編集は法学部助研会の仕事であった。助研会というのは、当時は旧制の大学院特別研究生（奨学金を給付される）と新制の助手（公務員として給与が支給される）制度が併存していたので、これらの身分にある者を総称して助研といたのである。印刷を宮城刑務所に頼んでいたのも、校正などのため何度も刑務所に通った。東北法学会雑誌というと、申し訳ないが、すぐ頭に浮かぶのはこのことである。

さて学会じたいは続けて開催されるが、昭和 42 年くらい機関誌を欠いた状態が続いたところ、昭和 57 年、廣中俊雄理事長（＝学部長）のとき、新たに会報を年 1 回発行することが決まった。かくて高柳真三名誉教授の名筆による題字が印象的な「東北法学会会報」が第 1 号（昭 58）から第 33 号（平 27）まで続き、今日に及んでいることはご承知の通りである。この頃から、研究者の

報告 1、2 本、高裁長官と検事長の御講演を交互に、弁護士会からの実務的な報告 1 本という学会のスタイルも安定してきた。多分、今後もこのスタイルが続けられることであろう。この学会は東北地方の法律家にとってたしかに有益なものであったと思う。今後の発展を祈って止まない次第である。まことに繁閑よろしきを得ない文章となったが、字数制限もあるので、この程度で筆を置く。